

貨物利用運送事業の種別等の揭示について

貨物利用運送事業法に基づく事業につき、下記の通り揭示する。

一、事業の種別

第一種貨物利用運送事業

二、登録している若しくは許可を受けている輸送モード

貨物自動車運送

三、運賃及び料金

消費者を対象としないため省略

四、利用運送の区域または区間

全国各地域発着貨物

五、業務の範囲

一般事業

以 上